

監査基準委員会報告書 230「監査調書」の改正について

2022年 6月 16日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 230</p> <p style="text-align: center;">監査調書</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 2月 27日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 1月 14日 改正 2021年 6月 8日 改正 2021年 8月 19日 最終改正 2022年 6月 16日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第45号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《2. 監査調書の内容及び目的》 (省 略)</p> <p>3. 監査調書を作成する目的には、以下の事項が含まれる。</p> <p>(1) 監査計画を策定する際及び監査を実施する際の支援とすること。</p> <p>(2) 監査責任者が、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」第 29 項から第 34 項に従って、<u>指揮</u>、監督及び査閲を実施する際の支援とすること。</p> <p>(3) 実施した作業の説明根拠にすること。</p> <p>(4) 今後の監査に影響を及ぼす重要な事項に関する記録を保持すること。</p> <p>(5) 監査に関する品質管理基準、品質管理基準委員会報告書第 2 号「監査業務に係る審査」及び品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」A135 項に準拠し、監査業務に係る審査、<u>審査ではない他の形式の業務のレビュー及び監査事務所の品質管理システムにおけるモニタリング活動を可能にすること。</u>(監基報 220 第 2 項参照)</p> <p>(6) 法令等に基づき実施される外部による検査の実施を可能にすること。</p>	<p>監査基準委員会報告書 230</p> <p style="text-align: center;">監査調書</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 2月 27日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 1月 14日 改正 2021年 6月 8日 最終改正 2021年 8月 19日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第45号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《2. 監査調書の内容及び目的》 (省 略)</p> <p>3. 監査調書を作成する目的には、以下の事項が含まれる。</p> <p>(1) 監査計画を策定する際及び監査を実施する際の支援とすること。</p> <p>(2) 監査責任者が、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」第 14 項から第 16 項に従って、<u>指示</u>、監督及び査閲を実施する際の支援とすること。</p> <p>(3) 実施した作業の説明根拠にすること。</p> <p>(4) 今後の監査に影響を及ぼす重要な事項に関する記録を保持すること。</p> <p>(5) 監査に関する品質管理基準及び品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」第 31 項、第 32 項、第 34 項から第 37 項及び第 47 項に準拠し、監査業務に係る審査及び<u>監査業務の定期的な検証の実施を可能にすること。</u>(監基報 220 第 2 項参照)</p> <p>(6) 法令等に基づき実施される外部による検査の実施を可能にすること。</p>

新	旧
(省 略)	(省 略)
《Ⅱ 要求事項》	《Ⅱ 要求事項》
(省 略)	(省 略)
《Ⅲ 適用指針》	《Ⅲ 適用指針》
(省 略)	(省 略)
《2. 実施した監査手続及び入手した監査証拠の文書化》	《2. 実施した監査手続及び入手した監査証拠の文書化》
《(1) 監査調書の様式、内容及び範囲》(第7項参照)	《(1) 監査調書の様式、内容及び範囲》(第7項参照)
(省 略)	(省 略)
《一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査調書》(第7項(1)参照)	《一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査調書》(第7項(1)参照)
(省 略)	(省 略)
<p>A7. 監査調書は、監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されたという証拠を提供するものである。しかしながら、監査人が、監査において検討された事項又は職業的専門家としての判断の全てを文書化することが必要であるわけではなく、実務的でもない。さらに、監査人は、監査ファイルに含まれる文書により、個々の監査基準委員会報告書における要求事項に従っていることが示されているのであれば、別途、チェックリストなどにより要求事項に従っていることを文書化する必要はない。例としては以下のような事項がある。</p>	<p>A7. 監査調書は、監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されたという証拠を提供するものである。しかしながら、監査人が、監査において検討された事項又は職業的専門家としての判断の全てを文書化することが必要であるわけではなく、実務的でもない。さらに、監査人は、監査ファイルに含まれる文書により、個々の監査基準委員会報告書における要求事項に従っていることが示されているのであれば、別途、チェックリストなどにより要求事項に従っていることを文書化する必要はない。例としては以下のような事項がある。</p>
(1) 十分に文書化された監査計画は、監査人が監査計画を策定したことを示している。	(1) 十分に文書化された監査計画は、監査人が監査計画を策定したことを示している。
(2) 署名若しくは記名押印又は電子署名された監査契約書は、監査人が経営者又は適切な場合には監査役等と合意したということを示している。	(2) 署名若しくは記名押印又は電子署名された監査契約書は、監査人が経営者又は適切な場合には監査役等と合意したということを示している。
(3) 適切に作成された限定付適正意見の監査報告書は、監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して特定の状況に応じて限定付適正意見を表明するため、監査基準委員会報告書の要求事項に従ったということを示している。	(3) 適切に作成された限定付適正意見の監査報告書は、監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して特定の状況に応じて限定付適正意見を表明するため、監査基準委員会報告書の要求事項に従ったということを示している。
(4) 一般的に、監査の開始から終了まで適用される要求事項に従ったことが監査ファイルにおいて様々な方法で示されている。	(4) 一般的に、監査の開始から終了まで適用される要求事項に従ったことが監査ファイルにおいて様々な方法で示されている。
<p>— 例えば、監査人の職業的専門家としての懐疑心を文書化する方法は一つではない。しかし、監査調書が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査人が職業的専門家としての懐疑心を行使したという証拠を提供することがある。例えば、会計上の見積りに関して、入手した監査証拠にアサーションを裏付ける証拠と矛盾する証拠の両方が含まれる場合、監査調書には、入手した監査証拠の十分性と適切性に関する結論を出す際の職業的専門家としての判断を含め、監査人がどのように当該証拠を評価したかが含まれることがある。</p>	<p>— 例えば、監査人の職業的専門家としての懐疑心を文書化する方法は一つではない。しかし、監査調書が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査人が職業的専門家としての懐疑心を行使したという証拠を提供することがある。例えば、会計上の見積りに関して、入手した監査証拠にアサーションを裏付ける証拠と矛盾する証拠の両方が含まれる場合、監査調書には、入手した監査証拠の十分性と適切性に関する結論を出す際の職業的専門家としての判断を含め、監査人がどのように当該証拠を評価したかが含まれることがある。</p>
<p>— 同様に、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」第 29 項において、</p>	<p>— 同様に、監査責任者が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の指</p>

新	旧
<p>監査責任者が<u>監査チームへの指揮、監督及び作業の査閲に対する責任を負う</u>ということは、監査調書の中の多くの方法により示されることがある。これには、<u>監査チームの討議へ参加のように、監査責任者の監査への十分かつ適切な関与を裏付けること</u>についての文書化が含まれる。</p>	<p>示、監督及び実施に責任を有するということは、監査調書の中の多くの方法により示されることがある。これには、<u>監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第9項</u>で要求されているチームの討議への参加のように、監査責任者の監査への<u>適時な関与</u>についての文書化が含まれる。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《(2) 手続を実施した項目又は対象並びに実施者及び査閲者の識別》(第8項参照)</p>	<p>《(2) 手続を実施した項目又は対象並びに実施者及び査閲者の識別》(第8項参照)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>A13. 監査基準委員会報告書 220 第 29 項から第 34 項では、<u>監査調書についての要求事項が含まれている</u>。監査調書の査閲の記録は、必ずしも個々の監査調書に行く必要はないが、誰がいつどの監査手続を査閲したかを文書化することが求められている。</p>	<p>A13. 監査基準委員会報告書 220 第 16 項では、<u>監査人に監査調書の査閲により、監査手続が適切に実施されたことを確かめることが求められている</u>。監査調書の査閲の記録は、必ずしも個々の監査調書に行く必要はないが、誰がいつどの監査手続を査閲したかを文書化することが求められている。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《(4) 監査報告書日後に認識した事項》(第12項参照)</p>	<p>《(4) 監査報告書日後に認識した事項》(第12項参照)</p>
<p>A20. 例外的な状況の例には、監査人が監査報告書日後に、監査報告書日現在に存在しており、その時点で気付いていたとしたら、財務諸表を修正するか、又は監査報告書において除外事項付意見を表明する可能性のある事実を知るところとなった場合が含まれる(監査基準委員会報告書 560「後発事象」第13項参照)。その結果、追加・変更された監査調書は、監査基準委員会報告書 220 <u>第 29 項から第 34 項の査閲に関する規定に基づき査閲される</u>。</p>	<p>A20. 例外的な状況の例には、監査人が監査報告書日後に、監査報告書日現在に存在しており、その時点で気付いていたとしたら、財務諸表を修正するか、又は監査報告書において除外事項付意見を表明する可能性のある事実を知るところとなった場合が含まれる(監査基準委員会報告書 560「後発事象」第13項参照)。その結果、追加・変更された監査調書は、監査基準委員会報告書 220 <u>第 15 項の査閲に関する規定に基づき査閲され、監査責任者が調書の追加・変更の最終的な責任を負う</u>。</p>
<p>《3. 監査ファイルの最終的な整理》(第13項から第15項参照)</p>	<p>《3. 監査ファイルの最終的な整理》(第13項から第15項参照)</p>
<p>A21. 監査に関する品質管理基準及び品質管理基準委員会報告書第1号第 31 項(6)では、<u>監査事務所の品質管理システムにおいて監査報告書日後における監査調書の最終的な整理に関する品質目標を定めることを要求している</u>。なお、監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、通常、監査報告書日から 60 日程度を超えないものとされている。また、複数の監査報告書が発行された監査調書を一つの監査ファイルに整理する場合には、発行される複数の監査報告書のうち、いずれか遅い監査報告書日から 60 日程度を超えない期限内に監査ファイルの整理を完了することができるとされている。(品基報第1号 A83 項参照)</p>	<p>A21. 監査に関する品質管理基準及び品質管理基準委員会報告書第1号第 44 項では、<u>監査事務所に、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めることを要求している</u>。なお、監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、通常、監査報告書日から 60 日程度を超えないものとされている(品基報第1号 A49 項参照)。また、複数の監査報告書が発行された監査調書を一つの監査ファイルに整理する場合には、発行される複数の監査報告書のうち、いずれか遅い監査報告書日から 60 日程度を超えない期限内に監査ファイルの整理を完了することができるとされている(品基報第1号 A50 項参照)。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>A23. 監査に関する品質管理基準及び品質管理基準委員会報告書第1号第 31 項(6)では、<u>監査事務所の品質管理システムにおいて、監査事務所自らの必要性を満たし、また法令等、職業倫理に関する規定及び職業的専門家としての基準を遵守するため、監査調書の適切な維持及び保存に関する品質目標を定めることを要求している</u>。なお、監査調書の保存期間としては会社法上の会計帳簿に関する保存期間(10年)が参考となるが、状況によっては、この保存期間よりも短い保存期間が適当であるとすることもある。また、監査事務所等の責任について係争中であるような場合には、<u>これよりも長い保存期間が適当であるとする</u>こともある。</p>	<p>A23. 監査に関する品質管理基準及び品質管理基準委員会報告書第1号第 46 項では、<u>監査事務所に、監査調書の保存に関する方針及び手続を定めることを要求している</u>。なお、監査調書の保存期間としては会社法上の会計帳簿に関する保存期間(10年)が参考となるが、状況によっては、この保存期間よりも短い保存期間が適当であるとすることもある。また、監査事務所等の責任について係争中であるような場合には、<u>これよりも長い保存期間が適当であるとする</u>こともある(品基報第1号 A56 項参照)。</p>

新	旧
<p>(品基報第1号 A85 項参照)</p> <p>A24. 監査ファイルの最終的な整理が完了した後に、監査調書の修正又は追加が必要となる状況の例には、<u>モニタリング活動</u>又は外部の関係者が実施する<u>検証</u>の指摘により、監査調書を明瞭に記載することが必要となった場合がある。</p> <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p>・ <u>本報告書(2022年6月16日)は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第1号(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220(2022年6月16日)と同時に適用する。</u></p> <p>《付録 他の監査基準委員会報告書における文書化に関する特定の要求事項》(第1項参照)</p> <p>本付録は、文書化に関する特定の要求事項を含む他の監査基準委員会報告書を一覧にしたものである。この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」-第8項 ・ 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」-第41項 ・ 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」-第43項から第46項 ・ 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」-第29項 ・ 監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」-第22項 ・ 監査基準委員会報告書300「監査計画」-第11項 ・ 監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」-第31項 ・ 監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」-第13項 ・ 監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」-第27項から第29項 ・ 監査基準委員会報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」-第14項 ・ 監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」-第38項 	<p>A24. 監査ファイルの最終的な整理が完了した後に、監査調書の修正又は追加が必要となる状況の例には、<u>内部又は外部の関係者が実施する監査業務の定期的な検証及び検査</u>の指摘により、監査調書を明瞭に記載することが必要となった場合がある。</p> <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p>《付録 他の監査基準委員会報告書における文書化に関する特定の要求事項》(第1項参照)</p> <p>本付録は、文書化に関する特定の要求事項を含む他の監査基準委員会報告書を一覧にしたものである。この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」-第8項 ・ 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」-第23項及び第24項 ・ 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」-第43項から第46項 ・ 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」-第29項 ・ 監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」-第22項 ・ 監査基準委員会報告書300「監査計画」-第11項 ・ 監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」-第31項 ・ 監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」-第13項 ・ 監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」-第27項から第29項 ・ 監査基準委員会報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」-第14項 ・ 監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」-第38項

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書550「関連当事者」-第27項 ・ 監査基準委員会報告書600「グループ監査」-第49項 ・ 監査基準委員会報告書610「内部監査人の作業の利用」-第22項 ・ 監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」-第24項 ・ 監査基準委員会報告書 910「中間監査」-第 33 項から第 35 項 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書550「関連当事者」-第27項 ・ 監査基準委員会報告書600「グループ監査」-第49項 ・ 監査基準委員会報告書610「内部監査人の作業の利用」-第22項 ・ 監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」第24項 ・ 監査基準委員会報告書 910「中間監査」-第 33 項から第 35 項 <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上